

平成29年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

琵琶湖環境部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南 中部浄化センターばい じん埋立処分業務委託	ばいじん処分業務	平成30年2月8日 ～ 平成30年3月31日	大阪湾広域臨海環境 整備センター	6,350,400	本県は大阪湾フェニックス計画に参画しており、 処分予定量に見合った建設負担金を拠出してい ることから他の業者に比べ著しく安価な単価が適 用されるため。	7	
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南 中部浄化センター実施 設計作成業務委託	琵琶湖流域下水道湖南中 部浄化センター実施設計 作成業務	平成30年2月1日 ～ 平成31年3月31日	地方共同法人日本下 水道事業団	76,400,000	下水道事業団は地方公共団体が出資して設立さ れた地方共同法人で、多種にわたり高度な技術 を要する下水道事業の計画から維持管理までを 官業代行できる唯一の団体であるため。	2	3イ